

第 6 期

鳥取市介護保険事業計画 ・ 高齢者福祉計画

変更計画

平成 2 9 年 1 月

鳥取市

第1章 計画変更の趣旨

第1節 計画変更の背景

本市では、平成27年度から平成29年度までの3ヶ年を期間とする「第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を平成27年3月に策定し、介護サービス基盤の整備に鋭意努めているところです。併せて、介護保険料への影響に配慮しながら、介護保険事業の安定的な運営を進めているところです。

(1) 認知症高齢者グループホーム

現在の計画で認知症高齢者グループホームの整備については、同サービス利用の待機者の早期解消と未整備地域の格差是正を目的に、B圏域（南中学校区）、D圏域（湖南中学校区）、E圏域（旧用瀬中学校区）、F圏域（気高・鹿野・青谷中学校区のいずれかの校区）にそれぞれ1ユニット（定員9人）ずつ、計4施設（定員9人×4ユニット＝36人）を整備するよう計画しました。

開設事業者は公募により選考することとし、意欲ある事業者を広く募り、現時点でF圏域の気高中学校区で既存事業所の増床（2ユニット化）により1施設がサービスを提供しています。また、B圏域（南中学校区）、E圏域（旧用瀬中学校区）では、それぞれ選定した指定予定事業者が今後開設を予定しています。一方で、D圏域（湖南中学校区）はこれまで2回にわたって公募を行いました。いずれも応募者がなく、現状のままでは本市全体で目標としている整備量の確保が困難な状況となっています。

計画では待機者の解消も一つの目的としているところであり、計画期間中の待機者の確実な解消を図るために、D圏域（湖南中学校区）における整備を見直し、整備地域に、同地域と同様に優先的な整備が求められる未整備地域のA圏域（北中学校区）を加え、A圏域（北中学校区）、D圏域（湖南中学校区）のいずれかに1ユニット（定員9人）を整備する内容に計画を変更するものです。

(2) 介護付き有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）

現在の計画で介護付き有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）の整備については、高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で暮らすことができるよう、自宅での生活継続が困難となった場合に、必要に応じて介護付きの高齢者居住施設への住み替えを可能とすることを目的に、A圏域、B圏域（東・南・国府中学校区のいずれかに限る）、C圏域それぞれに1施設（定員29人以下×3）を整備するよう計画しました。

開設事業者は公募により選考することとし、意欲ある事業者を広く募り、現時点でA圏域の中ノ郷中学校区とC圏域の高草中学校区でそれぞれ1施設が開設し、サービスを提供しています。一方で、B圏域（東・南・国府中学校区のいずれかに限る）はこれまで2回にわたって公募を行いました。事業者の選定はなく、現状のままでは本市全体で目標としている整備量の確保が困難な状況となっています。

第6期計画の趣旨を損なわず、整備目標量の円滑な確保を図るために、B圏域（東・南・国府中学校区のいずれかに限る）における整備を見直し、整備地域に、同地域に次いで優先的な整備が求められる介護付き有料老人ホームが未設置の日常生活圏域を加え、B圏域（東・南・国府中学校区のいずれかに限る）、E圏域、F圏域のいずれかに1施設（定員29

人以下)を整備する内容に計画を変更するものです。

第2節 計画変更の方針

(1) 認知症高齢者グループホーム

日常生活圏域ごとの在宅の認知症高齢者(認知症高齢者グループホームの利用の中心と考えられる日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb)が、その居住する圏域に所在する認知症高齢者グループホームへの入居のしやすさ(※以下の指標で判定)に着目し、入居のしやすさ指標の数値が本市全域の平均値より低い圏域の中の未整備の中学校区を優先的に整備します。

具体的には、A圏域(北中学校区)、D圏域(湖南中学校区)のいずれかに1ユニット(定員9人)整備することとし、本市の第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の内容を変更して位置付けることとしました。

※【入居のしやすさの判定指標】

認知症高齢者グループホームの定員 …… (A)

在宅の認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb〕 …… (B)

$(A) \div (B) \times 100 = \text{判定指標 (認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕100人当たりのグループホーム利用定員)}$

(2) 介護付き有料老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護)

特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた「有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅」が未設置の日常生活圏域(高齢者人口が多い圏域はその圏域内の小ブロック)への整備を推進する目的から、B圏域(東・南・国府中学校区のいずれかに限る)、E圏域、F圏域のいずれかに1施設(定員29人以下)を整備することとし、本市の第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の内容を変更して位置付けることとしました。

第3節 計画期間

計画期間は、現行計画と同じく平成29年度までとします。

第2章 計画変更の内容

第1節 計画変更の内容

計画変更の内容は次の(1)から(4)のとおりとし、それ以外ものは従前計画のとおりとします。

- (1) 第3章「計画期間中の取組」第1節「地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項」
「2地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項」の〔(4)高齢者の生活を支える住まいとサービスの確保 第6期計画で実施する主要施策 2施設・居住系サービスの確保
(1)介護保険サービスの確保 【認知症高齢者グループホーム】〕(本編36～37ページ)
を次のとおり変更します。

※変更箇所・・・下線_____

【変更前】

【認知症高齢者グループホーム】

本市が平成26年度に実施した介護サービス事業所調査から、本市所在の認知症高齢者グループホームの利用者の中心的な状態像は、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb」かつ「要介護1～4」であることが明らかとなりました。

また本市が平成26年度に実施した認知症高齢者グループホーム待機者調査では、本市の待機者は63人で、このうち特に緊急を要する自宅待機者は41人であることが分かりました。

この自宅待機者のうち、本市における利用者の中心的な状態像に該当する待機者30人を中心にその解消を図るため、4施設(定員9人×4ユニット=36人)を整備します。

整備の方法については、日常生活圏域ごとの在宅の認知症高齢者(認知症高齢者グループホームの利用の中心と考えられる日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb)が、その居住する圏域に所在する認知症高齢者グループホームへの入居のしやすさ(※以下の指標で判定)に着目し、入居のしやすさ指標の数値の低い日常生活圏域を中心に整備し、さらにその中で未整備の中学校区がある場合は、未整備地域を優先的に整備します。

具体的には、B圏域(南中学校区)、D圏域(湖南中学校区)、E圏域(※旧用瀬中学校区)、F圏域(気高・鹿野・青谷中学校区のいずれかの校区)にそれぞれ1ユニット(定員9人)を整備することとし、さらに防災上の観点から、夜間における勤務職員を一定数確保するため、対応可能な事業者については、既存事業所の増床(2ユニット化=定員数18人)、又は小規模多機能型居宅介護(サテライト型含む)若しくは複合型サービスとの併設による整備を推進します。

※【入居のしやすさの判定指標】

認知症高齢者グループホームの定員・・・(A)

在宅の認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb〕・・・(B)

$(A) \div (B) \times 100 = \text{判定指標 (認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕100人当たりのグループホーム利用定員)}$

※【用瀬中学校区】

用瀬中学校と佐治中学校は統合により平成25年4月に「千代南中学校」となりましたが、介護保険事業計画においては、今後とも旧中学校区により計画の進行管理を行うものとします。

【変更後】

【認知症高齢者グループホーム】

本市が平成26年度に実施した介護サービス事業所調査から、本市所在の認知症高齢者グループホームの利用者の中心的な状態像は、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb」かつ「要介護1～4」であることが明らかとなりました。

また本市が平成26年度に実施した認知症高齢者グループホーム待機者調査では、本市の待機者は63人で、このうち特に緊急を要する自宅待機者は41人であることが分かりました。

この自宅待機者のうち、本市における利用者の中心的な状態像に該当する待機者30人を中心にその解消を図るため、4施設（定員9人×4ユニット＝36人）を整備します。

整備の方法については、日常生活圏域ごとの在宅の認知症高齢者（認知症高齢者グループホームの利用の中心と考えられる日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb）が、その居住する圏域に所在する認知症高齢者グループホームへの入居のしやすさ（※以下の指標で判定）に着目し、入居のしやすさ指標の数値の低い日常生活圏域を中心に整備し、さらにその中で未整備の中学校区がある場合は、未整備地域を優先的に整備します。

具体的には、B圏域（南中学校区）、E圏域（※旧用瀬中学校区）、F圏域（気高・鹿野・青谷中学校区のいずれかの校区）にそれぞれ1ユニット（定員9人）を整備するとともに、A圏域（北中学校区）、D圏域（湖南中学校区）のいずれかに1ユニット（定員9人）を整備することとし、さらに防災上の観点から、夜間における勤務職員を一定数確保するため、対応可能な事業者については、既存事業所の増床（2ユニット化＝定員数18人）、又は小規模多機能型居宅介護（サテライト型含む）若しくは複合型サービスとの併設による整備を推進します。

※【入居のしやすさの判定指標】

認知症高齢者グループホームの定員 …… (A)

在宅の認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb〕 …… (B)

$(A) \div (B) \times 100 = \text{判定指標（認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕100人当たりのグループホーム利用定員）}$

※【用瀬中学校区】

用瀬中学校と佐治中学校は統合により平成25年4月に「千代南中学校」となりましたが、介護保険事業計画においては、今後とも旧中学校区により計画の進行管理を行うものとします。

- (2) 第3章「計画期間中の取組」第1節「地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項」
「2地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項」の〔(4)高齢者の生活を支える住まいとサービスの確保 第6期計画で実施する主要施策 2施設・居住系サービスの確保
(1)介護保険サービスの確保 【介護付き有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）】（本編37ページ）を次のとおり変更します。

【変更前】

【介護付き有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）】

本市において、有料老人ホームは要支援1から要介護5まで幅広く利用されていることが、本市が平成26年度に実施した高齢者居住施設調査（平成26年3月31日現在）の結果から明らかとなりました。

また、本市の要介護1から要介護5の要介護認定者に占める特定施設入居者生活介護の利用者割合（平成26年4月30日現在）は2.7%と、県内市町村（平均3.0%）及び中国地方の県庁所在市（平均4.8%）と比較して低いことが分かりました。

さらに、本市が平成25年度に実施した高齢者実態調査（日常生活圏域ニーズ調査）の結果から、今後住み替える予定、意向があると回答した者のうち、「今暮らしている地域内」との回答が最も多くなっています。

住み慣れた自宅での生活を基本としながら、自宅での生活継続が困難となった場合に、必要に応じて日常生活圏域内の介護付きの高齢者居住施設への住み替えを可能とするため、日常生活圏域ごとに1以上の特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた「有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅」（以下「介護付き高齢者施設」）の設置を推進します。

第6期計画においては、介護付き高齢者施設が未設置の日常生活圏域（高齢者人口の多い圏域はその圏域内の小ブロック）のうち、A圏域、B圏域（東・南・国府中学校区のいずれかに限る）、C圏域それぞれに1施設（定員29人以下×3施設）を整備することとします。

整備の方法については、近年、通所介護事業所等を併設した小規模な住宅型有料老人ホームの設置が活発となっていますが、これらの施設の中には入居者の重度化が進行した施設が見受けられます。介護保険料とのバランスにも配慮しながら、入居者に対する介護の質の向上を図るため、施設・居住系サービスの運営能力を有し、指定基準を満たすことが可能な住宅型有料老人ホームを公募で選考し、介護付き有料老人ホーム（定員29人以下の介護専用型）への転換を推進することとします。

※整備する圏域は、期間中に認知症高齢者グループホーム（以下「GH」という。）の整備を行わない圏域を基本としながら、B圏域に限ってはGHを整備するものの、在宅の要介護認定者及び認知症高齢者数が多い状況を考慮して選定しました。

【変更後】

【介護付き有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）】

本市において、有料老人ホームは要支援1から要介護5まで幅広く利用されていることが、本市が平成26年度に実施した高齢者居住施設調査（平成26年3月31日現在）の結果から明らかとなりました。

また、本市の要介護1から要介護5の要介護認定者に占める特定施設入居者生活介護の利用者割合（平成26年4月30日現在）は2.7%と、県内市町村（平均3.0%）及び中国地方の県庁所在市（平均4.8%）と比較して低いことが分かりました。

さらに、本市が平成25年度に実施した高齢者実態調査（日常生活圏域ニーズ調査）の結果から、今後住み替える予定、意向があると回答した者のうち、「今暮らしている地域内」との回答が最も多くなっています。

住み慣れた自宅での生活を基本としながら、自宅での生活継続が困難となった場合に、必要

に応じて日常生活圏域内の介護付きの高齢者居住施設への住み替えを可能とするため、日常生活圏域ごとに1以上の特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた「有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅」（以下「介護付き高齢者施設」）の設置を推進します。

第6期計画においては、介護付き高齢者施設が未設置の日常生活圏域（高齢者人口の多い圏域はその圏域内の小ブロック）のうち、A圏域、C圏域それぞれに1施設（定員29人以下×2施設）を整備するとともに、B圏域（東・南・国府中学校区のいずれかに限る）、E圏域、F圏域のいずれかに1施設（定員29人以下）を整備することとします。

整備の方法については、近年、通所介護事業所等を併設した小規模な住宅型有料老人ホームの設置が活発となっていますが、これらの施設の中には入居者の重度化が進行した施設が見受けられます。介護保険料とのバランスにも配慮しながら、入居者に対する介護の質の向上を図るため、施設・居住系サービスの運営能力を有し、指定基準を満たすことが可能な住宅型有料老人ホームを公募で選考し、介護付き有料老人ホーム（定員29人以下の介護専用型）への転換を推進することとします。

- (3) 第3章「計画期間中の取組」第2節「各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み」「2日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの見込量及び必要利用定員総数」の〔(2)日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの必要利用定員総数 ①認知症対応型共同生活介護〕（本編51ページ）を次のとおり変更します。

※変更箇所・・・下線_____

【変更前】

① 認知症対応型共同生活介護

圏域		26年度	27年度	28年度	29年度	第6期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西・福部中学校区	54	54	54	<u>54</u>	
B	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	72	<u>81</u>	<u>81</u>	81	南中学校区に1ユニット（定員9人）
C	江山・高草中学校区	27	27	27	27	
D	湖東・湖南中学校区	18	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>27</u>	湖南中学校区に1ユニット（定員9人）
E	河原・用瀬・佐治中学校区	18	<u>27</u>	27	27	用瀬中学校区に1ユニット（定員9人）
F	気高・鹿野・青谷中学校区	27	36	36	36	F圏域に1ユニット（定員9人）
計		216	<u>252</u>	<u>252</u>	252	

【変更後】

① 認知症対応型共同生活介護

圏 域		26年度	27年度	28年度	29年度	第6期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西 ・福部中学校区	54	54	54	81	A圏域（北中学校区）、D圏域（湖南中学校区）のいずれかに1ユニット（定員9人）
D	湖東・湖南中学校区	18	<u>18</u>	<u>18</u>		
B	東・南・桜ヶ丘 ・国府中学校区	72	<u>72</u>	<u>72</u>	81	南中学校区に1ユニット（定員9人）
C	江山・高草中学校区	27	27	27	27	
E	河原・用瀬・佐治中学校区	18	<u>18</u>	27	27	用瀬中学校区に1ユニット（定員9人）
F	気高・鹿野・青谷中学校区	27	36	36	36	F圏域に1ユニット（定員9人）
計		216	<u>225</u>	<u>234</u>	252	

- (4) 第3章「計画期間中の取組」第2節「各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み」「2日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの見込量及び必要利用定員総数」の〔(2)日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの必要利用定員総数 ②地域密着型特定施設入居者生活介護〕（本編 52 ページ）を次のとおり変更します。

※変更箇所・・・下線_____

【変更前】

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

圏 域		26年度	27年度	28年度	29年度	第6期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西 ・福部中学校区		<u>29</u>	29	29	A圏域に1施設（定員9人）
B	東・南・桜ヶ丘 ・国府中学校区		<u>29</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	東・南・国府中学校区のいずれかに1施設（定員29人）
C	江山・高草中学校区		<u>29</u>	29	29	C圏域に1施設（定員29人）
D	湖東・湖南中学校区					
E	河原・用瀬・佐治中学校区					
F	気高・鹿野・青谷中学校区					
計		0	<u>87</u>	<u>87</u>	87	

【変更後】

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

圏 域		26年度	27年度	28年度	29年度	第6期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西 ・福部中学校区			29	29	A圏域に1施設 (定員29人)
B	東・南・桜ヶ丘 ・国府中学校区				29	B圏域(東・南・国府中学校 区のいずれかに限る)、E圏 域、F圏域のいずれかに1施 設(定員29人)
E	河原・用瀬・佐 治中学校区					
F	気高・鹿野・青 谷中学校区					
C	江山・高草中学 校区			29	29	C圏域に1施設 (定員29人)
D	湖東・湖南中学 校区					
計		0	0	58	87	

認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕 100人当たりのグループホーム利用定員

(単位：人)

圏域	中学校区	認知症高齢者グループホーム（開設済又は予定）		在宅の認知症高齢者		認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅱ～Ⅲ）100人当たりのグループホーム定員 (A) / (B) × 100
		事業所数	定員 (A)	総数	うち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ～Ⅲの者 (B)	
	北			579	350	
A圏域	西	1	9	564	349	2.58
	中ノ郷	3	36	248	159	22.64
	福部	1	9	112	78	11.54
	計	5	54	1,503	936	5.77
B圏域	東	2	36	583	383	9.40
	南	1	9	721	412	2.18
	桜ヶ丘	2	18	453	289	6.23
	国府	1	18	274	179	10.06
計	6	81	2,031	1,263	6.41	
C圏域	江山			150	95	
	高草	2	27	504	328	8.23
計	2	27	654	423	6.38	
D圏域	湖東	2	18	609	372	4.84
	湖南			143	85	
計	2	18	752	457	3.94	
E圏域	河原	1	9	319	205	4.39
	用瀬	1	9	159	97	9.28
	佐治	1	9	128	76	11.84
	計	3	27	606	378	7.14
F圏域	気高	1	18	361	249	7.23
	鹿野	1	9	179	118	7.63
	青谷	1	9	363	239	3.77
	計	3	36	903	606	5.94
合計	21	243	6,449	4,063	5.98	

【備考】

- 1 認知症高齢者数は介護保険システム(MCWEL)より平成28年9月30日現在の該当者を抽出。
- 2 Ⅱ～Ⅲは、認知症高齢者の認知症の程度を踏まえた認知症高齢者日常生活自立度の区分。
- 3 認知症高齢者グループホームの事業所数及び定員は、平成29年4月1日現在の見込数。

(参考) 入居のしやすさの判定指標

■ 認知症高齢者グループホームの定員 …… (A)

■ 在宅の認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕 …… (B)

(A) ÷ (B) × 100 = 判定指標 (認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕100人当たりのグループホーム利用定員)

**在宅の要介護認定者〔要支援1～要介護5〕
100人当たりの特定施設入居者生活介護（有料及びサ高住）の利用定員**

(単位：人)

圏域	中学校区	特定施設入居者生活介護 (有料及びサ高住)		在宅の 要介護認定者 (要介護1～5) (B)	在宅の要介護認定 者100当たりの利 用定員 (A)/(B)×100	備考 (圏域に所在する 有料及びサ高住以 外の特定)
		事業所数	利用定員 (A)			
A圏域	北			479		
	西			483		
	中ノ郷	1	29	207	14.01	軽費老人ホーム (特定29床)
	福部			83		
	合計	1	29	1,252	2.32	
B圏域	東			530		
	南			625		養護老人ホーム (特定90床)
	桜ヶ丘	2	59	404	14.60	
	国府			219		
	合計	2	59	1,778	3.32	
C圏域	江山			129		
	高草	1	29	445	6.52	
	合計	1	29	574	5.05	
D圏域	湖東	1	50	561	8.91	
	湖南			122		
	合計	1	50	683	7.32	
E圏域	河原			285		
	用瀬			139		
	佐治			104		
	合計			528		
F圏域	気高			286		
	鹿野			165		
	青谷			257		
	合計			708		
総計		5	167	5,523	3.02	

【備考】

- 1 要介護認定者数は介護保険システム(MCWEL)より平成28年9月30日現在の該当者を抽出。
- 2 特定施設入居者生活介護事業所数及び利用定員は平成29年1月1日現在の実績値。
- 3 「有料」…有料老人ホーム 「サ高住」…サービス付き高齢者向け住宅 「特定」…特定施設入居者生活介護

(参考) 利用のしやすさの判定指標

■特定施設入居者生活介護の利用定員 … (A)

■在宅の要介護認定者〔要介護1～5〕 … (B)

(A) ÷ (B) × 100 = 判定指標 (在宅の要介護認定者〔要介護1～5〕

100人当たりの特定施設入居者生活介護の利用定員)